



発行 新潟県
第 97 号
 令和4年12月20日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 1289 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1290 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1291 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1292 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1293 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 1294 港湾計画の変更（港湾整備課）

新潟海区漁業調整委員会指示

- 1 新潟海区漁業調整委員会指示第1号（新潟海区漁業調整委員会）

公安委員会告示

- 142 技能検定員審査の実施（運転免許センター）
- 143 教習指導員審査の実施（運転免許センター）

告 示

◎新潟県告示第1289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和4年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	村上ナーシングセンター	新潟県村上市山居町 1丁目4番29号TMビル3階	医療法人愛広会	令和4年12月1日

◎新潟県告示第1290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
上越医師会訪問看護ステーション	新潟県上越市春日野1丁目2番33号	一般社団法人上越医師会	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4年10月28日	令和4年11月30日

◎新潟県告示第1291号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和4年12月20日

新潟県知事 花角 英世

1 区域

姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域

2 区分

10トン以上の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業及び10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

3 届出年月日

令和4年11月22日

◎新潟県告示第1292号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営本条地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月20日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年12月21日から令和5年1月24日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1293号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年12月20日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市大字子安1623番地

野口 和広
(理事長)

〃 上越市大字下池部1269番地 横田 晃一
 監事 上越市三和区井ノ口1671番地 田辺 敏行
 就任年月日 令和4年12月6日

◎新潟県告示第1294号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、新潟港港湾計画を次のとおり変更した。

令和4年12月20日

新潟港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 港湾計画の変更年月日

令和4年10月28日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 公共埠頭計画

①東港区

地区名	施設	能力
南ふ頭地区	岸壁 埠頭用地	水深12m 1バース 延長230m 面積29ha
中央水路東地区	岸壁 岸壁	水深13m 1バース 延長260m 水深13m 1バース 延長260m
西ふ頭地区・南ふ頭地区 (外貿コンテナ埠頭等)	岸壁 岸壁 岸壁 岸壁 埠頭用地	水深14m 1バース 延長350m 水深12m 1バース 延長250m 水深12m 1バース 延長250m 水深12m 1バース 延長250m 面積51ha

(2) 水域施設計画

ア 航路・泊地

①東港区

地区名	能力
南ふ頭地区	水深12m 面積5ha

イ 泊地

①東港区

地区名	能力
南ふ頭地区	水深12m 面積1ha 水深5m
東ふ頭地区	水深6m

(3) 小型船だまり計画

①東港区

地区名	施設	能力
南ふ頭地区	埠頭用地	面積1ha

(4) 臨港交通施設計画

①東港区

名称	能力
臨港道路南ふ頭5号線	起点 南ふ頭東船だまり 終点 国道113号 2車線

(5) 土地利用計画

①東港区

地区名	用途	能力
南ふ頭地区	埠頭用地 港湾関連用地	面積53ha 面積3ha

	工業用地 交通機能用地 緑地	面積11ha 面積13ha 面積16ha
--	----------------------	----------------------------

(6) 効率的な運営を特に促進する区域

①東港区

地区名	施設	能力
西ふ頭地区・南ふ頭地区	岸壁	水深14m 1バース 延長350m
	岸壁	水深12m 1バース 延長250m
	岸壁	水深12m 1バース 延長250m
	岸壁	水深12m 1バース 延長250m
	岸壁	水深10m 1バース 延長240m
	埠頭用地	面積59ha

(7) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域

①東港区

地区名	施設	能力
南ふ頭地区	岸壁 埠頭用地	水深12m 1バース 延長230m 面積8ha

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

新潟市中央区竜が島1丁目6番6号

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所

北蒲原郡聖籠町東港4丁目790-2

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

令和4年12月20日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ア 北緯37度30.879分、東経138度35.069分の点

点イ 北緯37度30.610分、東経138度35.789分の点

点ウ 北緯37度29.880分、東経138度35.589分の点

点エ 北緯37度29.460分、東経138度36.489分の点

点オ 北緯37度28.580分、東経138度35.989分の点

点カ 北緯37度28.930分、東経138度35.309分の点

点キ 北緯37度28.530分、東経138度35.009分の点

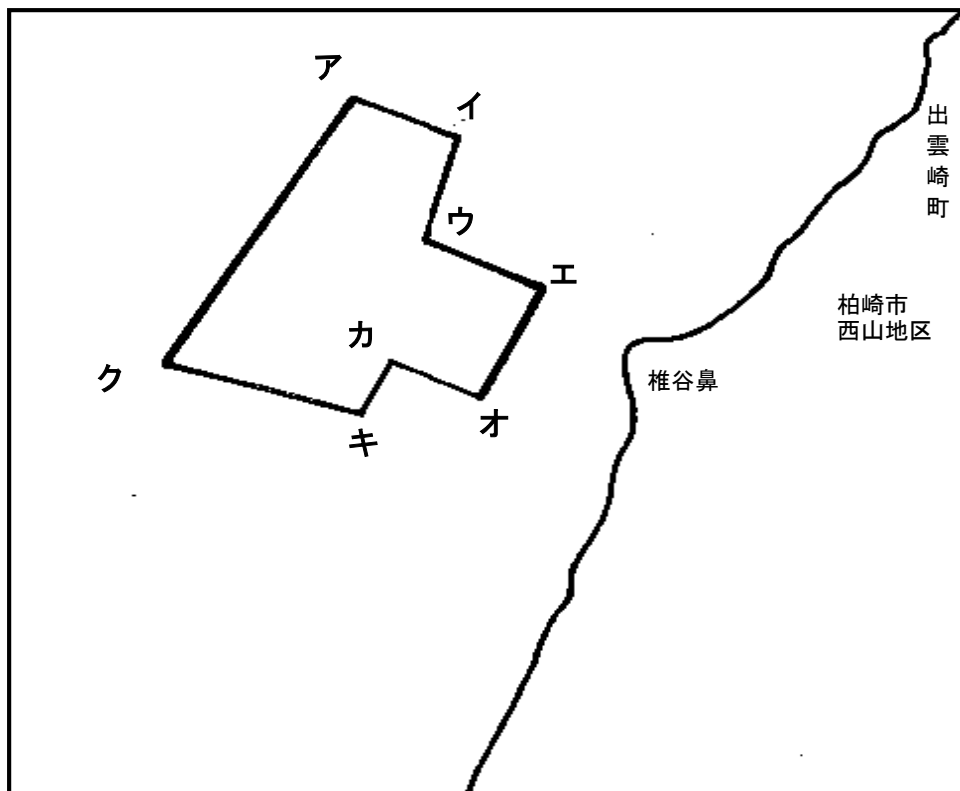
点ク 北緯37度28.920分、東経138度33.559分の点

2 禁止期間

令和5年1月1日から令和6年12月31日まで

出雲崎地区広域型増殖場

水産動植物採捕禁止区域図



公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第142号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条の規定により、令和5年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

令和4年12月20日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	第1回	3月6日（月）から3月10日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	1月24日（火）から2月7日（火）までの間
	第2回	7月18日（火）から7月21日（金） までの4日間 （午前8時30分から午後5時まで）	5月24日（水）から6月6日（火）までの間
	第3回	11月20日（月）から11月24日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	9月8日（金）から9月22日（金）までの間
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引）	第1回	6月5日（月）から6月9日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	3月20日（月）から4月3日（月）までの間
	第2回	10月2日（月）から10月6日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月20日（木）から8月3日（木）までの間

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1
新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合にあつては大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合にあつては大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合にあつては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第2号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあつては、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
 - ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項（論文）
 - エ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
 - オ 技能検定の実施に関する知識（論文）
 - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）
- (2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）
 - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者にあつては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者にあつては、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係
電話番号 025-256-1212 内線 253

◎新潟県公安委員会告示第143号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条の規定により、令和5年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

令和4年12月20日

新潟県公安委員会
委員長 和田 裕

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
	第1回	2月20日（月）から2月24日（金）までの5日間	1月10日（火）から1月23日（月）までの間

教習指導員審査 (普通)		(午前8時30分から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大型二種)	第2回	6月26日(月)から6月30日(金)までの5日間	4月17日(月)から5月1日(月)までの間
教習指導員審査 (中型二種)			
教習指導員審査 (普通二種)	第3回	(午前8時30分から午後5時まで)	
		10月23日(月)から10月27日(金)までの5日間	8月18日(金)から9月1日(金)までの間
		(午前8時30分から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大型)	第1回	5月29日(月)から6月2日(金)までの5日間	3月20日(月)から4月3日(月)までの間
教習指導員審査 (中型)			
教習指導員審査 (準中型)		(午前8時30分から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大特)	第2回	9月25日(月)から9月29日(金)までの5日間	7月20日(木)から8月3日(木)までの間
教習指導員審査 (大自二)			
教習指導員審査 (普自二)			
教習指導員審査 (牽引)			

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1
新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（教習指導員審査（大型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、教習指導員審査（中型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査（普通二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること（教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあつては、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 技能教習に必要な教習の技能（面接）
 - ウ 学科教習に必要な教習の技能（面接）
 - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識（論文）
 - オ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
 - カ 教習指導員として必要な教育についての知識（論文）
- (2) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 技能教習に必要な教習の技能（実技）
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）

5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者にあつては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する者にあつては、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 253